## 令和3年度 公文書開示 (7月決定分)

13.	令和3年度 公义 <del>書</del> 開示(/月决定分)															
						<u>決定</u>	区分 	$\perp$	(	根拠	規定	)条 一	例 7 :	条 		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開:	一部開示	不存在	存否応答拒否	1 2 号	3号	4 5号	5 6号号	7 号÷	8 9 号	非開示理由等	所管局部課等
1	R3. 7. 2	R3. 7. 6	2 大田市場積算電力計取替工事 ·工事設計書 ·特記仕様書 ·諸経費計算書	17	1											中央卸売市場大田市場市場管理課
2	R3. 5. 10		新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等に伴う「飲食業に該当する事業者」への要請について (03中管総第188号)	1		1			1						特定の個人を識別できるため、東京都情報公開条例 第7条第2号に該当	中央卸売市場管理部総務課
3	R3. 5. 10	R3. 7. 7	令和3年4月24日事務連絡 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等に伴う「飲食業に該当する関連事業者」の取扱いについて 令和3年4月28日事務連絡 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等に伴う「飲食業に該当する関連事業者」の取扱いについて	2	1											中央卸売市場足立市場
4	R3. 5. 10	R3. 7. 7	新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等に伴う「飲食業に該当する関連事業者」の対応について	1	1											中央卸売市場大田市場市場管理課
5	R3. 6. 25	R3. 7. 7	以下案件の諸経費計算書 ・2 豊島市場 4 号館外壁ほか改修工事 ・2 大田市場事務棟南面外壁改修工事	7	1											中央卸売市場事業部施設課
6	R3. 5. 10	R3. 7. 8	・新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等に伴う「飲食業に該当する関連事業者」の取扱いについて(令和3年4月23日付事業部長名事務連絡) ・新型コロナウィルス感染拡大防止のための東京都緊急事態措置等に伴う飲食業に該当する関連事業者の取扱いについて(令和3年4月27日付豊洲市場通知)	3	1											中央卸売市場豊洲市場管理課
7	R3. 7. 1	R3. 7. 8	2 食肉市場集中検針装置更新工事 工事設計書(鏡〜細目内訳書) 特記仕様書 諸経費計算書	27	1											中央卸売市場食肉市場設備課
8	R3. 7. 1	R3. 7. 8	以下案件の工事設計内訳書及び特記仕様書 ・2 豊島市場受変電設備改修工事 ・2 淀橋市場総合事務所棟電気設備改修工事 ・2 大田市場花き棟庇下照明設備改修工事	77	1											中央卸売市場事業部施設課
9	R3. 5. 10	R3. 7. 9	「新型コロナウィルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等に伴う「飲食業に該当する関連事業者」の取扱いについて」(令和3年4月24日付及び令和3年5月10日付事務連絡)	4	1											中央卸売市場豊島市場
10	R3. 7. 5	R3. 7. 16	(1)以下案件の工事設計内訳書、特記仕様書及び図面 ・ 3 1 食肉市場大動物搬送路改修工事 ・ 3 1 板橋市場花き棟南北 1 階便所改修工事(その2) (2)以下案件の工事設計内訳書 ・ 3 足立市場東京都冷蔵庫外壁ほか改修工事	212	1											中央卸売市場事業部施設課
11	R3. 7. 13	R3. 7. 21	以下工事案件の工事設計内訳書 ・築地市場(28)青果部事務所ほか解体工事 ・築地市場(28)青果部卸売場仲卸売場解体工事 ・築地市場(28)水産物部本館及び卸売場棟解体工事 ・築地市場(28)水産物部仲卸売場棟解体工事 ・築地市場(30)正門仮設駐車場ほか解体工事 ・築地市場(30)水産物部立体駐車場棟ほか解体工事 ・築地市場(30)冷蔵庫棟ほか解体工事	1503	1											中央卸売市場事業部施設課
12	R3. 7. 16	R3. 7. 26	3大田市場青果棟オーバーヘッドドア交換工事 ・工事設計書(諸経費計算書含む)	14	1											中央卸売市場大田市場市場管理課
13	R3. 7. 21	R3. 7. 28	3 食肉市場センタービル 3 階冷蔵庫床改修ほか工事 設計内訳書	14	1											中央卸売市場食肉市場設備課

## 表の見方

## <決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

## <公文書の件名>について

特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

<sup>&</sup>lt;(根拠規定)条例7条>